



聖ヨハネ会だより

第34号 平成26年 6月

法人の中期行動計画（平成26年度-28年度）について

法人事務局長 竹川 和宏

当法人の「中期行動計画」は、法人の中期的な事業運営等を計画し進めていくこととして平成23年度に初めて策定しました。理事会等において中期という時間は世の中の情勢と変化のスピード感を考えると、3年ごとにその方向性を確認することがいいとして、期間を3年としています。前回平成23年度から25年度の同行動計画を策定し進めてきましたが、これを振り返りながら、社会福祉法人が置かれている立場や法人の使命を思慮し、次期行動計画（平成26年度から28年度）をまとめました。

社会福祉法人には、行政との協力・連携により福祉サービスを供給するという機能だけではなく、制度の狭間にあるニーズに焦点を当て、それに応える福祉サービスを供給するという機能が今まさに求められています。同時に公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であり、その活動・運営状況を公表することが重要であると認識しています。このような時代状況にあって、自らの使命を再認識するとともに、地域社会のさまざまな福祉課題に積極的に取り組んでいく所存です。

【法人の中期行動計画】

(1) サービスの質の向上

- ①市民健診を予約制に移行する。
- ②電話予約制の充実を図る。
- ③各種事業のサービス提供状況をホームページなどにより公開する。
- ④病院利用者の送迎方法を新たに検討する。(デイスサービス送迎車の有効活用等)
- ⑤苦情解決第三者委員会の設置を促進する。
- ⑥桜町地区に郵便ポストの設置を依頼する。

(2) 公益的取り組みの推進

- ①患者向け公開講座を開催する。
- ②地域の認知度を高めるために、地域の方を対象とした「ヨハネ会セミナー」の開催を検討する。(医療、介護、福祉の各部門から)
- ③ヨハネ会の事業を利用されている方の「患者ノート」の作成を試行する。

(3) トータルな人材マネジメントの実現

- ①法人内の全事業所を対象とした研修会の開催を検討する。
- ②法人全体のレクリエーションを開催し、職員の交流を図る。(ソフトボール大会、富士登山、etc)
- ③事業相互理解を目的とした法人内の成果報告会の開催を検討する。
- ④職場において会議体ではない真のコミュニケーションの場「ワールドカフェ」を企画する。

(4) 組織統治（ガバナンス）の確立

- ①社会福祉法人新会計基準への移行に合わせ、経営状況と財務状況を明示できるよう、法人全体の予算・決算の総括表を作成する。
- ②ホームページに事業計画・事業報告・財務諸表等、経営状況を公開する。

新しい医療情報システムについて

桜町病院 薬剤部長（システム統括） 池淵 剛

平成26年3月22日朝9時に桜町病院の新しい医療情報システムが動き出しました。今回のシステムは4代目になります。3代目のシステムは平成17年8月に病院改築を契機にオーダーリングシステム（富士通）を導入しました。そして今回は、前システム機器の老朽化に伴い電子カルテシステム（富士通）を導入しました。

前回までのレセプトコンピュータやオーダーリングシステムの導入時は、導入部署の職員・システム管理者とベンダーのシステムエンジニアの打ち合わせで導入作業が進んでいきました。しかし、電子カルテシステムとなるとシステムの規模が大きくなり、システムを使用する部署・人数・機会が飛躍的に増加します。そのため、当初から導入の基本方針を「現行業務をそのまま電子化しない」「パッケージシステムをカスタマイズしない」としましたが、「現時点での電子カルテシステムのパッケージが、病院職員の要望を満たすレベルまで洗練されていない」と感じる箇所が多く見受けられ、各部署・各職員から「自分の仕事に熱心に取り組んでいることの表れ」と思える多くの要望・意見が寄せられ導入は困難を極めました。それでも本来の業務は何か、誰が行うのかをワーキンググループで検討を重ね、各部門からの代表で構成されたシステム委員会での決定、講習会、事前入力を経て当初予定より1か月ほど遅れましたが、システムを一つの形として作り上げることができました。平成25年10月のキックオフから各職員が一致団結し、一つのものを作り上げる力には目を見張るものがあり、短期間で仕上げることでできた原動力にやればできるということを再認識できたこと、感謝の気持ちでいっぱいになったことと、自分自身情報システム総括として何ができたのだろうという反省が残りました。

今回のシステムになって利用される方々からの変更点は、自動再来受付機がプライバシー保護のためのもぞき見防止処理がされたものに変更しました。各階の受付に診療表示板を設置し、診療の順番が表示されるようになっていきます。診察室では、医師は診療記録を紙カルテからコンピュータを使って記録するようになり、入力された患者さまの情報は、サーバーで管理しています。また、会計にも会計表示板を設置させていただきました。会計処理が終わり次第受付番号が表示され会計担当より受付番号が呼ばれます。自動精算機は、現在は入院の方だけの利用となりますがクレジットカード並びにデビットカードでの清算を行うことができます。このような機器は、患者さまアンケートの意見を参考にさせていただき、導入いたしました。

今回のシステム入れ替えは、ソフトウェア・ハードウェアを入れ替えるだけでなく、病院内のデータの流れ、人の流れ、病院全体の仕組みを見直す良い機会になり、業務を遂行する「人」の能力の素晴らしさを実感することができました。

本稼動後3か月ほどが経ち、大きなシステム停止もなく、職員にも初期の頃の戸惑いもなくなってきました。しかしシステムを見直していかなければならない点はまだまだ沢山あります。これからもより良い診療環境をめざしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

清瀬聖ヨハネ支援センターの開設について

瀬聖ヨハネ支援センター長 田中 公彦

平成25年12月号でご報告しました清瀬地区における更なる円滑な事業運営を図るため、今般市内にグループホーム2か所14名と通所施設（清瀬聖ヨハネ支援センター）20名分の整備を行うことにいたしました。今後はニーズに合わせて増員していくこととしております。小金井地区にも来年度通所施設とグループホームを開設する準備を進めています。

支援センター利用者は17名でスタートし、現在18名が利用されています。20名は通所施設としては小規模になりますが、学園のような入所施設から地域移行してきた方にとって、このこぢんまりとした雰囲気が緊張を解きほぐすのによかったようです。

支援センターの一日は朝礼から始まり、ゆっくりとした時間の中で利用者の皆さんと話をしながら今日の予定を伝えたり、昨日のことを聞いたり、今思っていることや希望など様々な話が出てきます。

活動は紙漉き・季節の創作・エクササイズ・散策・調理実習など20種類ほどあり、皆さんの意向を基に活動を組み立てています。牛乳パックから作るハガキやメッセージカード、名刺はなかなかの評判です。

今後の支援センターは清瀬市近隣在住の方が入所対象者となっていきますが、すでに26年度の特別支援学校高等部3年生の実習が予定されています。ただ、こうした在宅の方を通所施設で受け入れていくためには、心身面の支援に加え、通所するための環境整備等が必要になります。親御さんの高齢化に伴っての支援も必要になってきます。始まったばかりの『清瀬聖ヨハネ支援センター』ですが、「明日また来たい施設」を目指して、一人ひとりを大切にしながら支援していくことを第一義としつつ、清瀬の社会資源として障害のある人たちの地域生活を支えていく役割も果たしていきたいと考えます。近所の子供が休日等に来て一緒に創作活動をすることがあります。これもとても大事なことだと思います。

今回清瀬で生活を始めた皆さんは今の生活に概ね満足を感じています。ただ、グループホームに住んで通所施設に通うのは基本的なことで、そこに生活の質を上げるアイテムを如何に入れていくかが大事であり、それがなければ「地域で暮らす」ということは意味を持たないし、それは緊急課題でもあり、法人内で日中と夜間を支えることをメリットとしていけるように取り組んでまいります。



富士北麓聖ヨハネ支援センターの開設について

富士北麓聖ヨハネ支援センター サービス管理責任者 天野 成彦

昭和47年、社会福祉法人聖ヨハネ会が現忍野村に富士聖ヨハネ学園として、八王子市の甲の原学院から移動開設して42年経過しました。学園は、東京都民100%の入所施設であり、地域との関わりは養護学校(現支援学校)や忍野中学校の特殊学級(現特別支援学級)を通してが中心でありました、その後、職員の地域への働きかけ等の努力や社会福祉施策の流れにより、富士北麓地域にも多くの事業所が開設されました。しかし、学園と地域との関係は変わらず、平成4年以降開設したグループホームやケアホームも同様で、地域の方々からの多大な協力をいただきながらの運営でありました。

地域への貢献を模索する中で、地域限定でのレスパイトサービス(障害者を一時的にお預かりする支援サービス)を行ったこともありましたが、平成18年の「障害者自立支援法」施行を機に、地域の障害者の日中と、夜間の一時的な受け入れ先として、富士聖ヨハネ学園通所部を開設しました。この通所部の事業をきっかけにより地域との結びつきや地域社会に対する貢献を実感できるようになり、さらに富士北麓地域の障害者の通所施設の不足と必要性を強く感じ、この富士北麓聖ヨハネ支援センター開所に向け動き出すことになりました。

平成24年4月に土地取得、平成25年8月1日工事着工、平成26年3月24日引き渡しと、同年4月1日付けで山梨県より障害福祉サービス事業所「富士北麓聖ヨハネ支援センター」として指定認可されました。ヨハネ会として、初めて富士北麓地域の障害者のための事業所をスタートさせる事が出来ました。

4月11日の開所式は、カトリック富士吉田教会主任司祭森田満義神父の祝別していただき、堀内茂富士吉田市長をはじめ、富士北麓地域の自治体および各事業所の皆様など100名近くの方々も参列し、内覧会

も含め盛大に執り行われました。またその後も、多方面の方々からの見学依頼等や問い合わせがあり、関心の高さに驚いているところです。

当センターは、文字通り富士山北部の麓、富士吉田市の主要道路に隣接する場所に建設され、延べ床面積は1,000㎡近く、ゆったりとした空間の中で活動できるように設計されています。食堂はガラス面が広く開放的であり、また日中活動の場所として、プレールーム、創作活動用、作業用の、煎餅焼きの工房と、機能訓練から受注作業まで対応できる空間を備え、特に煎餅焼きの工房では手焼きにこだわり、三基の焼き台を配置し、外部の方々をご覧になれるように、またお店としての機能も持たせています。

さらに、地域の重症心身障害者の方々を積極的に受け入れる為の特殊浴槽および多目的トイレの設置等、障害者ニーズに応えられるような設備を整えています。

施設としては、月曜日～金曜日、センター指定の土・日曜日の9時から16時まで開かれる生活介護事業と就労継続支援B型事業、通年（年末年始を除く）営業の短期入所事業、地域生活支援事業での日中一時支援事業を行っています。

また、活動としては、生活介護における日常生活上の支援全般は基より、創作活動を中心に機能訓練や入浴支援等も行っています。就労継続支援B型では、煎餅の製造から販売までの全般、車部品やプラスチック製品の組み立て、電子部品の分解・仕分け等の受注作業等を行い、さらに施設外就労として、請負契約をした企業先での食器の回収から、洗浄・返却までの仕事や、衣類やシーツなどのクリーニング全般の仕事を行って行っています。

新しい事業所ということで、関心度の高さは前述した通りですが、今後の私たちの事業の重要性と責任の重さを感じ、一日も早く地域の歯車の一つの事業所となれるよう、他の事業所との連携を密にしながら、利用される皆さんから「選ばれる事業所」と成るべく、職員個々のスキルアップとチームワークを大切にしながら活動したいと考えています。



編集後記

本号では、桜町病院の電子カルテ導入と、懸案でありました、地域に開かれた二カ所の障害者施設スタートの経過および現状についてご報告いたします。目的は同じ、地域性の異なる所で、二つの施設がその土地の利用者さんが明るく、楽しく過ごせる場となるように願っております。（渡）

社会福祉法人 聖ヨハネ会にご援助を!!

会の福祉事業発展のために

私どもの福祉事業は大別すると下記の種類があります

桜町病院（一般病棟・療養病棟・ホスピス病棟）

富士聖ヨハネ学園（障害者支援施設・障害福祉サービス事業）

桜町聖ヨハネホーム（特別養護老人ホーム・老人短期入所事業）

桜町・本町高齢者在宅サービスセンター（老人デイサービスセンター・老人居宅介護等事業）

障害者地域生活支援センター（居宅支援・就労支援事業）

★銀行振込★

口座名 社会福祉法人 聖ヨハネ会（普通預金）三菱東京UFJ銀行小金井支店 No.4127570

★郵便局振込★ 00190-7-711126 社会福祉法人 聖ヨハネ会